

10ページ 議会報告会 質問への回答

4つ目の質問への回答 14～16行目

Q 空き地の適正管理と条例についてお聞かせください。

A 空き地の雑草管理については、「つくば市空き地除草条例」により管理されています。空き地の管理は、区域によって手順がやや異なります。住民の方から問い合わせや依頼があった場合、市街化区域では職員が現場確認を行い、写真を撮ります。土地の所有者に写真とともに除草依頼の通知を出します。すぐに対応されない場合は、通知を2～3回送付します。通知書には、除草を行う期限を記載し、その通知にも従わない場合は、勧告書を送付します。おおむねこの段階までで除草を行ってくれることがほとんどのようです。勧告にも従わない場合は、命令書を通知します。市街化調整区域では、通知書までしか出せないそうです。草刈り道具を持っていない、近隣に居住していない場合は、市から業者を紹介してもらえます。

訂正前

通知書には、除草を行う期限を記載し、その通知に従わない場合は、勧告書を送付します。

訂正後

通知書を複数回送付しても従わない場合は、除草を行う期限を記載し、勧告書を送付します。

* 除草を依頼する通知には期限の記載はありません。